

学校法人昌賢学園 群馬医療福祉大学編入者

および 群馬医療福祉大学短期大学部

新入生および保護者の皆さまへ



2019年10月以降始期用

ご入学おめでとうございます。

お子さまの世代のさまざまな危険への備え

学生のための 総合補償制度の (こども総合保険) ご案内

さまざまな補償で
楽しい学生生活を応援します。

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは、「こども総合保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、有限会社高柳保険コンサルタントまたは引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、有限会社高柳保険コンサルタントまたは引受保険会社まで お問い合わせください。
- こども総合保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(学校法人昌賢学園)に交付されます。
- ご加入の際は、加入申込票の各項目(性別、年齢、職業・職務、他の保険契約等の有無など)について正しく記入してください。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票等に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 加入申込票記載事項(職業・職務、年齢、他保険加入状況、保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 万一事故が起こった場合は、30日以内に有限会社高柳保険コンサルタントまたは引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

学生総合補償制度についてのお問い合わせ窓口

引受保険会社	取扱代理店
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 群馬支店 高崎第二支社 群馬県高崎市小八木町895 TEL:027-361-5821 FAX:027-361-5810	有限会社 高柳保険コンサルタント 群馬県高崎市箕郷町東明屋36-23 TEL:027-371-8251 FAX:027-371-8285

申込締切日	2022年3月25日(金)
保険期間(ご契約期間)	2022年4月1日午後4時から 2024年4月1日午後4時まで
申込方法 加入申込票提出先	添付の払込取扱票に必要事項をご記入・ ご署名の上、上記お申込締切日までに 最寄りのゆうちょ銀行または郵便局へ ご提出いただき保険料を払込ください。
【取扱代理店】	有限会社 高柳保険コンサルタント
【引受保険会社】	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 群馬支店高崎第二支社

さまざまな補償で学生生活上のリスクに備えられます。

学生総合補償制度のメリット

1.

長期契約のため、割安な保険料で加入していただけます。

新入生でご加入いただきますと、卒業までの長期契約となりますので、毎年ご加入の場合より割安な保険料でご加入になれます。

2.

学生生活におけるケガ、熱中症、O-157などの食中毒、賠償事故を補償します。

校内・校外を問わず、日常生活はもちろんスポーツ・レジャー中も補償します。また、示談交渉サービスがついていますので、日本国内で発生した事故により法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に、示談交渉による負担が軽減されます。

(注)新型コロナウイルス感染症による補償は対象外になります。

3.

扶養者が万一のときは育英費用・学資費用を補償します。

扶養者が不慮の事故で万一死亡したときまたは重度の後遺障害となったときは、日常の生活費・教育費のお手伝いとして育英費用を、卒業までの学費として学資費用をお支払いします。

この保険は学校法人昌賢学園を保険契約者としその学生を被保険者(補償の対象となる方)とする「こども総合保険」の団体契約です。ご加入対象者は学校法人昌賢学園 群馬医療福祉大学編入者および学校法人昌賢学園 群馬医療福祉大学短期大学部の学生またはその保護者となります。

学生ご本人の事故

海外での事故も補償

傷害補償

授業中、学校行事中、課外活動中、登下校中、日常生活中など学校管理下であるかを問わず、偶然な事故により学生ご本人がケガ(傷害)を被った場合に補償します。

交通事故

●下校中、車にはなれケガをした。



●自転車で登校途中、転んでケガをした。



●スキー場で転んでケガをした。



●犬にかまれケガをした。



熱中症に関する補償(熱中症危険補償特約)

学生ご本人が日射または熱射により身体に障害を被った場合に補償します。

●サークル活動でランニング中に熱中症で倒れた。



食中毒に関する補償(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約)

学生ご本人がO-157等の細菌による食中毒やウイルス性食中毒によって身体に障害を被った場合に補償します。

●課外活動中、仕出し弁当を食べるO-157に感染した。



海外での事故も補償

賠償責任補償※1(示談交渉サービス付)※2

学生ご本人が日常生活上の偶然な事故等により、他人の身体の障害、他人の財物の損壊、電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

また、日本国内で発生した賠償事故に限り、示談交渉サービスが利用いただけます。

●自転車運転中、他人とぶつかりケガをさせた。



(注)上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況等により保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

(注)本人のみ補償特約(賠償責任条項)がセットされているため、被保険者(補償の対象となる方)は学生ご本人※3のみとなります。

(注)賠償責任条項の一部変更に関する特約がセットされます。

海外での事故も補償

扶養者※4の方の事故

事故により扶養者の方が万一死亡したときまたは重度の後遺障害が発生したとき、日常の生活費・教育費、卒業までの学資費用を補償します。

育英費用補償※1(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット)

生活の維持や教育のための育英費用を定額で補償します。

●父親(扶養者)が、交通事故で死亡した。



学資費用補償※1(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット)

授業料等の学資費用を負担した場合、その実費を補償します。

●父親(扶養者)が階段から転落し、重度の後遺障害が発生した。



下宿学生

借家人賠償責任補償※1(国内のみ)
下宿している学生ご本人※3が誤って借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に賠償しなければならない場合に補償します。

●下宿先のアパートで誤って火災を起こしてしまった。



生活用動産補償※1(国内のみ)
下宿している学生ご本人が所有している生活用動産が、火災、爆発、破損、盗難などによって損害を受けた場合に補償します(免責金額:盗難の場合3万円、火災、落雷、破裂・爆発の場合は0円、それ以外の場合1万円)。

●火事でカーペットが燃えた

下宿学生

- ※1 補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、条項の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- (注)複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- ※2 引受保険会社が、引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです。次の場合は、引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。
- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
 - ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
 - ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
 - ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ※3 学生ご本人が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族者を被保険者としてします。
- ※4 「扶養者」とは、学生ご本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、学生ご本人の生計を支えている方をいいます(扶養者はあらかじめ指定された1名となります)。
- (注)補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額(ご契約金額)・保険料表

保険期間(ご契約期間): 2022年4月1日～2024年4月1日

払込方法: 一時払

(職種級別A: 学生)

補償内容		保険金額(ご契約金額) 下宿学生用	保険金額(ご契約金額) 自宅学生用
		Aプラン	Bプラン
学生ご本人の事故	死亡・後遺障害保険金額	300万円	300万円
	入院保険金日額(180日限度)	3,000円	3,000円
	手術保険金	入院中に受けた手術: 入院保険金日額の10倍、左記以外の手術: 入院保険金日額の5倍	
	通院保険金日額(90日限度)	1,500円	1,500円
	賠償責任保険金額(免責金額0円・本人のみ)	3億円	3億円
	借家人賠償責任保険金額(免責金額0円)	200万円	—
扶養者の事故	生活用動産補償保険金額(※1)	30万円	—
	育英費用保険金額	150万円	150万円
	学業費用 学資費用保険金額(傷害)1年につき	120万円	120万円
一時払保険料(保険期間2年)		27,590円	25,440円

※保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。

上記保険料は職種級別A(学生)で計算しており、学生(被保険者)が職種級別Bの職業をお持ちのときは、上記保険料ではご加入いただけない場合があります。ご不明な点がございましたら、有限会社 昌賢保険コンサルタントまたは引受保険会社までお問い合わせください。

※職種級別B: 農林業作業員、農業作業員、保蔵・保石作業員、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業員、建設作業員

(注)告知していただいた職業・職務が事実と異なる場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※すべてのプランに熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、本人のみ補償特約(賠償責任条項用)、賠償責任条項の一部変更に関する特約をセットしています。

※生活用動産補償保険金は、1回の事故につき、免責金額(盗難事故の場合3万円、火災、落雷、破裂・爆発による事故の場合0円、それ以外の場合1万円)を差し引いた額をお支払いします。

※学業費用支払対象期間は、2022年4月1日～2024年4月1日で設定しています。

※上記保険料は団体割引5% (被保険者ご本人数が20名以上100名未満) の場合の保険料です。ご契約開始の際の被保険者数が20名未満または100名以上となった場合、保険金額を調整させていただきます。